

コンサルサービス・BPOサービス約款

第1条 (定義)

本書で用いられる用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 「本約款」とは、この「コンサルサービス・BPOサービス約款」をいいます。
- (2) 「当社」とは、スターティアテクノス株式会社をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が、お申込者に提供するコンサルサービス・BPOサービス業務をいいます。
- (4) 「本契約」とは、当社が本約款に基づいて、お申込者に本サービスを提供する契約をいいます。
- (5) 「本サービス企画書」とは、本サービスの内容が記載された企画書をいいます。
- (6) 「本コンテンツ」とは、本サービスの過程で、当社がお申込者のために制作するホワイトペーパー、集客のための電子メール、キャッチコピー、広告物、デザイン、画像、動画、WEBサイトに掲載する記事などのWEBマーケティングのコンテンツをいいます。
- (7) 「コンテンツ素材」とは、お申込者が、本コンテンツの素材として当社に提出した画像、動画、音楽及びテキストなどをいいます。
- (8) 「本サービス利用料」とは、本サービスの対価をいいます。
- (9) 「既存著作物」とは、本契約の履行の以前に創作された著作物をいいます。
- (10) 「再委託先」とは、当社から本サービスの履行の一部の委託を受ける者をいいます。
- (11) 「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL:https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html)をいいます。
- (12) 「サービスプラン」とは、本サービスを利用するために設定された、利用可能な機能やリソース、料金などの組み合わせをいいます。
- (13) 「サービス特約」とは、お申込者が本サービスのうち特定のサービスを申し込んだときに適用される特約をいいます。
- (14) 「本約款等」とは、本約款とサービス特約の総称をいいます。

第2条 (本約款の目的)

本約款は、本サービスに適用される契約条件を定めることを目的とします。

第3条 (約款の変更)

当社は、当社のホームページに1カ月以上前に告知することで、本約款等を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款等を変更することができます。

第4条 (本契約の成立)

1. 当社及びお申込者は、電子契約システムを利用する方法又は当社所定の申込書を当社に提出する方法で、本契約を締結することができます。なお、本サービスの詳細は申込書又は関連する資料に記載のとおりとします。
2. 当社は、審査の結果、お申込者からの本契約の申し込みをお受けできないことがあります。
3. 当社が、お申込者からの契約の申込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。
4. 本契約の成立により、お申込者は本サービスを当社に委託し、当社はこれを受託します。

第5条 (本サービス)

1. 当社は、お申込者と協議の上で、効果的であると考えられるマーケティング施策を選定しサービス企画書を作成します。
2. 当社は、サービス企画書の記載内容に基づいて、本サービスを行います。
3. 当社及びお申込者は、両者協議の上、サービス企画書を適宜改訂することができます。
4. 本サービスの遂行にあたっては、当社が対応可能な作業工数に限りがあります。
5. 本サービスには、ソフトウェアの使用許諾は含まれません。お申込者は、必要に応じて、本サービスの提供を受けるために必要なソフトウェアの使用許諾契約を別途、締結します。
6. お申込者は、原則として、お申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申込者の事業における専門的な知識を要する内容を当社に委託することができません。
7. 当社は、お申込者に代わって、Googleアナリティクスを使用して、お申込者向けにレポートを作成することがあります。お申込者は、当社に対してGoogleアナリティクスの使用に関する代理権を付与するとともに、Googleアナリティクス利用規約に同意します。
(URL: <https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>)
8. 本サービスの対応言語は日本語のみです。他の言語には対応していません。

第6条 (サービス利用料)

1. サービス利用料は、初期費用、月額費用及びオプション費用から構成され、その詳細は当社が別途定める本サービスの料金表及び申込書に記載のとおりとします。
2. お申込者が利用する本サービスのサービス特約に別途料金の定めがあるときは、当該サービス特約の利用料の規定が適用されます。

3. 月額費用及び月額払いのオプション費用の課金開始日は、本サービスの開始日の属する月の当月1日とします。
4. サービス利用料の計算に日割り計算は適用されません。本契約が月の途中で開始し又は終了したことにより、契約期間が1カ月に満たない月についても、お申込者は、1カ月分の月額費用を当社に支払うものとします。
5. 当社は、お申込者に対して請求書をサービス利用料にかかる役務の提供月の当月10営業日までに発行します。
6. お申込者は、当社からの請求に基づきサービス利用料に消費税等相当額を加算した金額を役務の提供月の翌月5日（金融機関の休日の際は、翌営業日）に銀行口座からの自動引落にて支払うものとします。

第7条（サービスプランの変更）

お申込者が、サービスプランの変更を希望するときは、当社所定の手続を行うものとします。

第8条（納品）

本サービスの内容に本コンテンツの制作が含まれる場合は、当社は、本コンテンツを完成させてお申込者と別途協議の上、定めた納期までにお申込者に引き渡します。

第9条（禁止コンテンツ）

お申込者は、次の各号に該当し、若しくは該当するおそれのあるコンテンツに関する業務を当社に委託することができません。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) ポルノ、アダルト、風俗店、風俗情報、アダルトチャット、猟奇もの、又は公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為又は自殺等を誘引するもの
- (4) 違法薬物又は脱法ドラッグその他の有害な薬物の販売、入手又は使用を助長するもの
- (5) 連鎖販売取引（ネットワークビジネス、マルチ商法）への勧誘
- (6) 個人情報の売買、個人情報の収集
- (7) 武器（エアガン、スタンガン、モデルガン、催涙スプレー、ナイフ、刀剣等主に有害玩具に分類されるもの）
- (8) 盗撮、盗聴器（超小型カメラ・マイク、赤外線カメラ等、主に盗撮、盗聴に使用される目的のもの。ただし、防犯用商品は除きます。）
- (9) 加持祈祷、霊媒、迷信、開運・魔よけ商品など。ただし、開運グッズ等で5千円未満のもの、娯楽性の高いもの、神事祭事等、一般的な慣習に沿ったものの広告に掲載可能とします。5千円以上10万円未満の商品の場合は、商品の広告表現が社会的に相当と判断された場合、掲載可能とします。
- (10) 虚偽又は誇大な表現を用いたもの
- (11) 第三者の著作権その他知的財産権を侵害するもの
- (12) 第三者の名誉を棄損し、又は誹謗中傷する表現を用いたもの
- (13) 第三者の肖像権又はパブリシティ権を侵害するもの
- (14) 他人の財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (15) 人種、性別、又は国籍等について差別的な表現を用いたもの
- (16) 商品又はサービスの品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるもの
- (17) 事実に相違して、同種（類似）の商品又はサービスを提供している競業事業者のものよりも著しく優良であると誤認されるもの
- (18) 価格その他の取引条件について、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるもの
- (19) 価格その他の取引条件について、競争事業者のものよりも著しく優良であると誤認される可能性のある表示を用いたもの
- (20) おとり広告に該当するもの
- (21) たばこ（ただし、たばこケースなどの雑貨、たばこの販促を伴わないマナー広告などは掲載可能とします。）
- (22) 当社又は当社のグループ会社の運営を妨げ、若しくは信頼を毀損するもの。
- (23) その他公序良俗に反する表現を用いたもの
- (24) その他当社が不適切と判断したもの

2. 当社は、お申込者が前項の各号のいずれか1つ以上に該当すると判断したときは、本サービスの履行の全部又は一部を中止することができます。また、当社は、お申込者に対して、前項の各号のいずれかに該当するコンテンツの公開停止をお申込者に要請することができます。お申込者は、当社から本項に基づいてコンテンツの公開停止の要請があったときは、これに従うものとします。

第10条（検査）

1. お申込者が、当社より本コンテンツの引渡しを受けたときは、3営業日以内に検査を実施して、可否を当社に通知するものとします。
2. 前項の検査期間を経過しても、お申込者が当社に検査に関する通知をしない場合は、本コンテンツは検査に合格したものとみなします。
3. 当社は、お申込者から本コンテンツに誤字脱字又は文法の誤りがあるとの指摘を受けたときは、遅滞なくこれを修正します。
4. 当社は、第1項の検査の不合格通知を受け取ったときは、本コンテンツを修補して再度、お申込者による検査を受けます。
5. お申込者が本コンテンツのデザイン、構成、又は好みとの不一致を理由とし、本コンテンツの検収を不合格として当社に修補を求めることができる上限回数は、2回とします。なお、本コンテンツが正常に動作しない又は表示が崩れるなどの修補については、前項に規定される上限回数は適用されません。
6. お申込者が、2回を超えて本コンテンツのデザイン、構成、又はコンテンツの好みの不一致を理由とした本コンテンツの修補を当社に依頼する場合は、原則として有償対応とし、別途見積の上、追加費用を当社に支払うものとします。

第11条（契約不適合責任）

1. お申込者が引渡しから1カ月以内に本コンテンツの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見して、当社に通知したときは、当社は、無償でこれを修補します。
2. 前項の規定にかかわらず、本コンテンツの契約不適合が重要でないため本コンテンツの実質的な利用に影響を及ぼすものでなく、その修補に過分の費用を要する場合には、当社は本コンテンツの修補責任を負わないものとします。
3. 当社は、お申込者から本コンテンツに誤字脱字又は文法の誤りがあるとの指摘を受けたときは、遅滞なくこれを修正します。
4. 当社は、本条に記載のもの以外の契約不適合責任を負わないものとします。

第12条（著作権の帰属）

1. 本コンテンツのうち、本契約の履行の過程で新たに制作された著作物（プログラムの著作物を除く）の著作権（著作権法第27条又は第28条に規定するものを含みます。）は、本コンテンツの引渡しの時点で、当社からお申込者に移転します。
2. 既存著作物の著作権及びプログラムの著作物の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されます。
3. 本コンテンツに既存著作物又はプログラムの著作物が含まれているときは、当社は、お申込者に対して、これらを使用又は利用することを許諾します。
4. 前2項の規定にかかわらず、本コンテンツに第三者の著作物が含まれているときは、その著作権は、当該第三者に留保されます。当社は、当該第三者よりお申込者が本コンテンツを利用するために必要な権利の許諾を受けます。
5. 当社は、本コンテンツの著作者人格権を行使しないものとし、著作者をして本コンテンツの著作者人格権を行使させないものとします。
6. コンテンツの素材の著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾している者に留保されます。
7. 本条に規定される権利の移転及び許諾の対価は、サービス利用料に含まれます。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なしに本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供することができません。

第14条（秘密保持）

1. 当社及びお申込者は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務

上の情報で以下の各号のいずれかに該当するもの(以下「秘密情報」といいます。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用しないものとします。

- (1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報
- (2) 相手方から口頭若しくは映像等により開示を受け、その2週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報
- (3) 当社が使用許諾するソフトウェア上に保存された情報
2. 前項の規定にかかわらず、当社及びお申込者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができます。
 - (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
 - (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等に基づき開示を求められた場合、又は法令、規則等に基づき開示が必要とされている場合
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
4. 当社及びお申込者は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に取り扱うものとしします。
5. 当社及びお申込者は相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、若しくは相手方に返却するものとします。

第15条（個人情報保護方針）

お申込者は、下記URLの当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意した上で、本契約を申し込みます。

<https://startiatechnos.co.jp/privacypolicy/>

第16条（従業員の労務管理）

1. 当社は、次条(再委託)による場合を除き、本サービスに従事する従業員を直接雇用し、自己の責任において労務管理を行います。
2. 前項の場合において、本サービスに従事する従業員への指揮命令は、当社が行います。当社は、作業の割り付け、順序を自らの判断で決定します。お申込者は、本サービスに従事する従業員へ直接、指揮命令をすることはできません。
3. 当社は、本サービスに従事する従業員の人数、労働時間、休憩、休日及び時間外労働等を自らの裁量と責任において決定するとともに、当社が本サービスに従事する従業員の勤怠管理を行います。

第17条（再委託）

1. 当社は、本サービスの履行の一部を再委託先に再委託することができます。
2. 当社は、秘密保持義務を課した上で、本サービスの履行に必要な秘密情報及び個人情報を再委託先に開示することができます。
3. 本サービスに関する再委託先の行為は、当社の行為とみなします。当社は、再委託先が本サービスに関連して、故意又は過失によりお申込者に損害を与えたときは、当社は第21条(損害賠償)に基づき、その損害を賠償するものとします。

第18条（通知）

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとします。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所

(3) 電子メールアドレス

(4) 電話番号

2. 当社が、お申込者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. お申込者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第19条（第三者の権利の非侵害等）

1. 当社は、本コンテンツが次の各号に該当しないよう、当業者として商業的に合理的な範囲内で調査・確認の上、業務を履行します。
 - (1) 著作権、商標権、その他の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権等の第三者の権利の侵害
 - (2) 景品等表示法及び不正競争防止法違反
2. お申込者は、当社に提出したコンテンツ素材が第三者の特許権及び著作権等の知的財産権、並びに肖像権、パブリシティ権及びその他一切の権利を侵害していないことを表明し、保証します。当社が、コンテンツ素材（複製物を含む。以下同じ）に起因して、第三者から上記権利の侵害を理由として、何らかの請求を受けた場合は、お申込者が自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社に対して一切迷惑を掛けないものとします。
3. 当社は、本コンテンツの制作にあたり写真、動画、又はイラストなどを利用するときは、Adobe Stockなどの販売サイトから、利用権の許諾を適法かつ適切に受けます。
4. 当社は、本コンテンツについてチェックツールなどを利用して著作権等の第三者の権利侵害がないか確認するものとし、当該確認が完全ではなく、第三者の権利侵害がないことまでを保証するものではありません。
5. 当社及びお申込者が、本コンテンツについて第三者の権利を侵害しているとの主張を受けたときは、速やかに相手方に通知して、本コンテンツの掲載を一時取り下げた上で、侵害の有無を確認するなど、損害の拡大防止のために相互に協力します。
6. お申込者は、本コンテンツを公開する前に本コンテンツの内容の正確性、適法性及び第三者の権利の侵害の有無について確認するものとします。

第20条（免責）

1. 当社は、本サービスの実施前と比較して、お申込者の業績又は問い合わせ数が上昇しない場合又は下降した場合においても、お申込者より既に受領したサービス利用料をお申込者に返還しないものとし、数値が上昇しないことや下降したことについて、いかなる損害賠償の責任も負わないものとします。
2. 当社は、お申込者が当社に依頼するコンテンツの内容及び本サービスの実施に伴い提供又は利用するデータの適法性及び正確性について、何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、お申込者に対し、本サービスの実施に伴い提供又は利用するデータの的確性及び信頼性、保管の完全性、その他本サービスの提供により期待されるあらゆる利益に関し、何ら責任を負わないものとします。
4. 本サービスの実施によって、お申込者のSNSやホームページ等の媒体で、お申込者がいわゆる「炎上」をした場合でも、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 本サービスに関し、お申込者と第三者との間で、何らかの紛争が発生した場合、当社は、当該紛争に起因してお申込者に生じた損害について、当該紛争が当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
6. お申込者が当社に提供した素材又は指示に起因して、本コンテンツが第19条（第三者の権利の非侵害等）第1項各号の一以上に該当した場合、お申込者がお申込者の費用と責任において対応するものとし、当社は免責されます。ただし、当社がお申込者の素材又は指示の内容に重大な不適合があることを知りながら、故意又は重大な過失によってお申込者に告げなかった場合はこの限りではありません。
7. お申込者が、第5条（本サービス）第6項の規定にかかわらず、当社にお申込者の事業を規制する法令の知識を要する内容及び、お申込者の事業における専門的な知識を要する内容を含む本コンテンツの制作を当社に委託したことによって、お申込者に損害が発生した場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

1. 当社又はお申込者が本契約に関連して、相手方に対して負担する損害賠償責任は、当社又はお申込者の責めに帰すべき事由により相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社及びお申込者は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負わないものとします。
2. 当社及びお申込者が前項の規定に基づき、相手方に対して負担する損害賠償責任は、相手方の故意又は重過失による場合を除き、本サービス利用料の月額費用の1カ月分を上限とします。

第22条（契約期間、解約違約金）

1. 本契約の契約期間は、申込書記載のとおりとします。
2. 本契約の契約期間の満了日の1カ月前までに当社又はお申込者からのいずれからでも、相手方に対して本契約を自動更新しない旨の通知がなされないときは、本契約は初回締結時の契約期間の月数と同一の月数、同一条件で自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 当社が1日から25日までの間に、お申込者より解約申請書を受領した場合は、受領日の翌月の末日付で本契約は解約となります。当社が、26日から末日までの間にお申込者より解約申請書を受領した場合は、受領日の翌々月の末日付で本契約は解約となります。
4. お申込者が契約期間内に前項に基づき、本契約を解約した場合、お申込者は、解約違約金として、契約期間満了までの残期間分の月額費用相当額を当社に支払うものとします。なお、お申込者が本契約に違反して当社より本契約を解除されて契約期間満了前に本契約が終了した場合も同様とします。

第23条（遅延損害金）

お申込者がサービス利用料の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払日まで法定利率の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第24条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お申込者は、当社に対して、カスハラ基本指針に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。
2. お申込者が、前項の規定に違反した場合、当社はカスハラ基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社はお申込者に対する債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
 - (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
 - (3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと
2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求をすることができません。

第26条（解除、期限の利益喪失）

1. お申込者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部若しくは一部を解除することができます。なお、本項による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げません。

- (1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
 - (3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 第三者より差押え、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - (6) 解散の決議をしたとき(合併の場合は除きます。)
 - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (8) お申込者が第24条(カスタマー・ハラスメントの禁止)に違反したとき
 - (9) 前条(反社会的勢力の排除)に違反したとき
 - (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. お申込者及び当社は、相手方が本契約に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後2週間以内にこれを是正しない場合、本契約における義務の履行を停止するとともに、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。なお、本項による本契約の解除は損害賠償請求を妨げません。
 3. お申込者及び当社は、自らが前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する債務を直ちに履行するものとします。

第27条 (本サービスの停止)

1. 当社は、業務の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止する日の3カ月前までにその旨を当社のホームページ上その他の当社の定める方法によりお申込者に通知又は発表します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第28条 (不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、法律・規則・命令の順守、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疾病、サイバー攻撃、戦争、戦争状態、敵対行為、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、運送機関の遅延、通信回線の障害、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部(金銭債務を除きます。)の債務不履行、履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

第29条 (残存条項)

本契約における第13条(権利義務の譲渡禁止)、第14条(秘密保持)、第15条(個人情報保護方針)第20条(免責)、第21条(損害賠償)、第22条(契約期間、解約違約金)第3項、第24条(カスタマー・ハラスメントの禁止)、第25条(反社会的勢力の排除)第2項、第26条(解除、期限の利益喪失)第2項、本条、第30条(準拠法)及び第31条(管轄裁判所)の規定は、本契約の終了後も有効に存続します。

第30条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。

第31条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

スターティアテクノス株式会社

2026年8月24日 制定